

小机小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると学校が判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

小机小学校では、「当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」は「いじめである」との共通理解のもと、いじめの早期発見や解決に向けて真摯に取り組んでいく。また、いじめ認知は、特定の教職員のみによることなく、2①にある「いじめ防止対策委員会」を活用し組織的に行う。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- インターネット、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

②いじめを防止するための基本的な方向性

いじめを未然に防止するために、授業や学校行事の中で、どの児童も落ち着ける場所をつくりだし、自己肯定感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりを進める。また、いじめの早期発見、早期対応ができるように、日頃から教職員が児童を観察し、小さなサインを見逃さないようにし、児童が困った時には相談できる体制を整えておく。さらに、児童の悩みに丁寧に対応するために、日頃から家庭や地域、関係機関との連携に務める。

③学校いじめ防止基本方針の目的

いじめ防止等の対策に関する理念のもと、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながらいじめ問題への対策を進め、学校いじめ防止基本方針を定めることにより、地域社会全体で児童の健全育成を図り、いじめのない学校の実現をめざす。

2 組織の設置および組織的な取組

①「いじめ防止対策委員会」の設置

【構成員】

校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、主幹教諭、各学年主任、必要に応じて学年教諭や関係する教職員、心理や福祉等の専門家

(※スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー)

②「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめ認知や解消を検討する役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聞き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核機関

③年間計画

月	主な活動
4	<ul style="list-style-type: none"> ◇年間計画（道徳科や人権教育推進計画も含む）の検討および提案 ◇進級に伴う児童についての情報共有 ◇個別交流委員会 ◇職員会議等での、学校いじめ防止基本方針の共通理解 ◇保護者面談
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校カウンセラーによる教育相談 ●児童についての情報共有 ●いじめ防止に関する校内研修
5	<ul style="list-style-type: none"> ◇年間計画の作成 ◇第1回「Y-Pアセスメント」、「教員による学級風土チェック」実施（2～5年） <ul style="list-style-type: none"> ・児童のアンケート記入、担任によるデータ入力・分析・学年内共有 ※発達段階を考慮 ◇子ども支援全体会実施①（支援検討会） ◇「いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童のアンケート（記名式）記入、データ入力、分析、学年内共有
6	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を対象とした教育相談①の実施 ・学年および校内で情報を共有後、具体的な指導・支援について検討
7	<ul style="list-style-type: none"> ◇横浜総合リハビリテーションセンターによるコンサルテーション（前期中に実施予定） ◇保護者面談 ◇横浜子ども会議（中学校ブロック：城郷中学校）
8.9	<ul style="list-style-type: none"> ◇横浜子ども会議（区交流会：城郷・小机地区センター） ◇いじめや児童支援に関する職員研修（8月下旬に実施予定） ◇自殺防止週間の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・「SOSのサインの出し方教育プログラム」の実施 ◇人権週間取組検討
10	◇前期の振り返りと後期の目標設定
11	<ul style="list-style-type: none"> ◇人権キャラバン 11月下旬 対象：3年生（仮） ◇第2回目「Y-Pアセスメント」、「教員による学級風土チェック」実施（全学年） <ul style="list-style-type: none"> ・児童のアンケート記入、担任によるデータ入力・分析、学年内共有
12	<ul style="list-style-type: none"> ◇子ども支援全体会②実施（支援検討会） ◇人権週間 <ul style="list-style-type: none"> ・人権集会（導入と振り返りの2回実施） ・授業および活動実施 ・振り返りの記入 ・個人面談中に、体育館入口へ児童振り返りの掲示 ◇「いじめ解決一斉キャンペーン」実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童のアンケート（無記名式）記入、データ入力、分析、学年内共有 ・児童を対象とした教育相談②の実施 ・学年および校内で情報を共有後、具体的な指導・支援について検討 ◇保護者面談
1	<ul style="list-style-type: none"> ◇第3回「Y-Pアセスメント」、「教員による学級風土チェック」（1年生のみ） <ul style="list-style-type: none"> ・児童のアンケート記入、データ入力・分析、学年内共有 ◇子ども支援全体会③実施 <ul style="list-style-type: none"> ※支援検討会またはいじめ防止・児童理解研修等に変更する可能性あり ◇新年度学級編制に向けた児童の情報整理（各学年）
2	<ul style="list-style-type: none"> ◇「ピンクシャツデー」の取組 ◇年度末反省および学級編制のための引継ぎ資料作成（各学級・学年）
3	<ul style="list-style-type: none"> ◇学級編制 ◇次年度に向けて、課題・活動計画の検討

☆毎月はいじめ防止対策委員会の際に、情報共有や支援検討を行う。

☆必要に応じて児童との面談や相談日を設け、児童の悩みに寄り添い支援していく。

☆学校カウンセラーの訪問は、月2回（年間20回程度）を予定している。

3 いじめ未然防止及び早期発見のための取組

①いじめの未然防止

○「いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式、無記名式）」および教育相談の実施

児童のSOSを引き出し、それを確実に受けとめる。

○「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

横浜市教育委員会が作成した「教員による学級風土チェック」と、アンケートによる「Y-P アセスメント」を年2～3回実施する。そのデータをもとに、学年の担任や複数の教員による支援検討会を行い、児童の社会的スキルの育成状況を把握したり、支援策や指導方法を考えたりする。

○自殺防止週間における「SOS の出し方に関する教育」の実施

「SOS の出し方に関する教育」の一環として、8月下旬に全学年を対象とした「SOS サインの出し方教育プログラム」を行い、児童自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童が安心してSOSを出すことのできる環境整備に努める。

○たてわり活動の充実

主体的に児童が参加・活動できるたてわり活動を推進する。たてわり活動の充実を図るため、学期ごとのめあてを明確にした上で活動およびの振り返りをする。そうすることで、児童一人ひとりが今後の自分の成長につなげられるようにする。また、ペア学年

○外部機関との連携

通級指導教室や横浜総合リハビリテーションセンターなど、外部の専門家に授業の様子や児童の実態を見てもらい、児童一人ひとりへの理解を深めると共に具体的な支援に向けたアドバイスを得る。

○「小机小スタンダード」の実施

学校生活の基本的なルールやマナーを示すことで、どの学年・クラスでも同じルールで取り組めるようにする。児童一人ひとりが規範意識をもてるようにすると共に、いじめのきっかけとなる児童間トラブルが生じないようにする。

○明るい挨拶や思いやりのある言葉づかいの実践

学校生活のさまざまな場面で、相手の気持ちや立場を考え、思いやりのある言葉づかいで話すことを意識できるようにする。また、児童会が中心となって行っている「あいさつ運動」を通して、児童一人ひとりが自分から気持ちのよい挨拶をしようという気持ちや態度を育む。

○柔軟な指導および支援体制の確立

スタートの時期や教科は異なるが、全学年において複数の教員で教科指導を分担して行う。各教員は自分のクラスの児童だけでなく、学年の児童一人ひとりについて理解を深め、生き生きとした発想や感覚を表現する活動を導き出すよう努める。また、クラスをもたない専科教員をはじめ全ての教職員が児童への指導・支援に積極的に関わり、多くの目で児童の成長を育ていけるようにする。

○教職員に対する校内研修の実施

児童の心理や行為、行動の背景にある子ども同士の間人間関係をとらえる資質や能力を高めるために、児童支援専任教諭、特別支援教育コーディネーター、子ども支援委員会担当教職員が中心となり、いじめの未然防止に向けた校内研修を適宜行う。

②いじめの早期発見

○教職員による日頃の観察と情報の共有

いじめを早期発見できるように日頃から教職員が児童を観察し、小さなサインを見逃さないように努める。また、学年・フロア研究会、子ども支援委員会に加え、月1回の職員会議で児童の情報を共有する。話題に上がった情報や事案については、いじめ防止対策委員会（月1回定期）で共有し、職員全体で共有していくようにする。

○校内相談体制の整備

学級担任、学年担任、同じフロアの担任はもちろん、専科を担当する教員、養護教諭、児童支援専任教諭等の様々な教職員で情報を共有し合い、児童や保護者の相談に当たる。また、定期的にスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）が来校して専門的な立場で相談に当たる。なお、スクールカウンセラーの来校日は学校便りや学年便りで周知を図る。

○児童の通所施設との情報共有

家庭と共に、放課後キッズクラブ、学童・放課後デイサービスなど、普段児童が通所したり利用したりしている施設とも密に連絡をとりながら情報を共有し合うことで、児童の心身の変化や人間関係の変化に気付けるようにする。

○地域との連携

「学校運営協議会」をはじめ、青少年の健全育成を目指す「城郷中学校地区学校・家庭・地域連携事業」、中学校ブロック専任教諭と主任児童委員で構成される「主任児童委員会」等の地域懇談会を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題を保護者や地域と共有し、連携・協働していじめ問題解決に向けて取り組む仕組みづくりを推進する。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応し、被害を受けた当該児童を守り通すとともに、関係児童に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。早急に対応が必要だと判断した場合には、授業中でも問題への対応を優先することもある。当該児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態にあわせた継続的なケアを行う。加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。また、当該・関係児童双方の保護者には連絡・説明を行い、学校と家庭が連携していじめを解決すると共に、児童の健全育成に協力しながら進めていく。また、これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で取り組む。

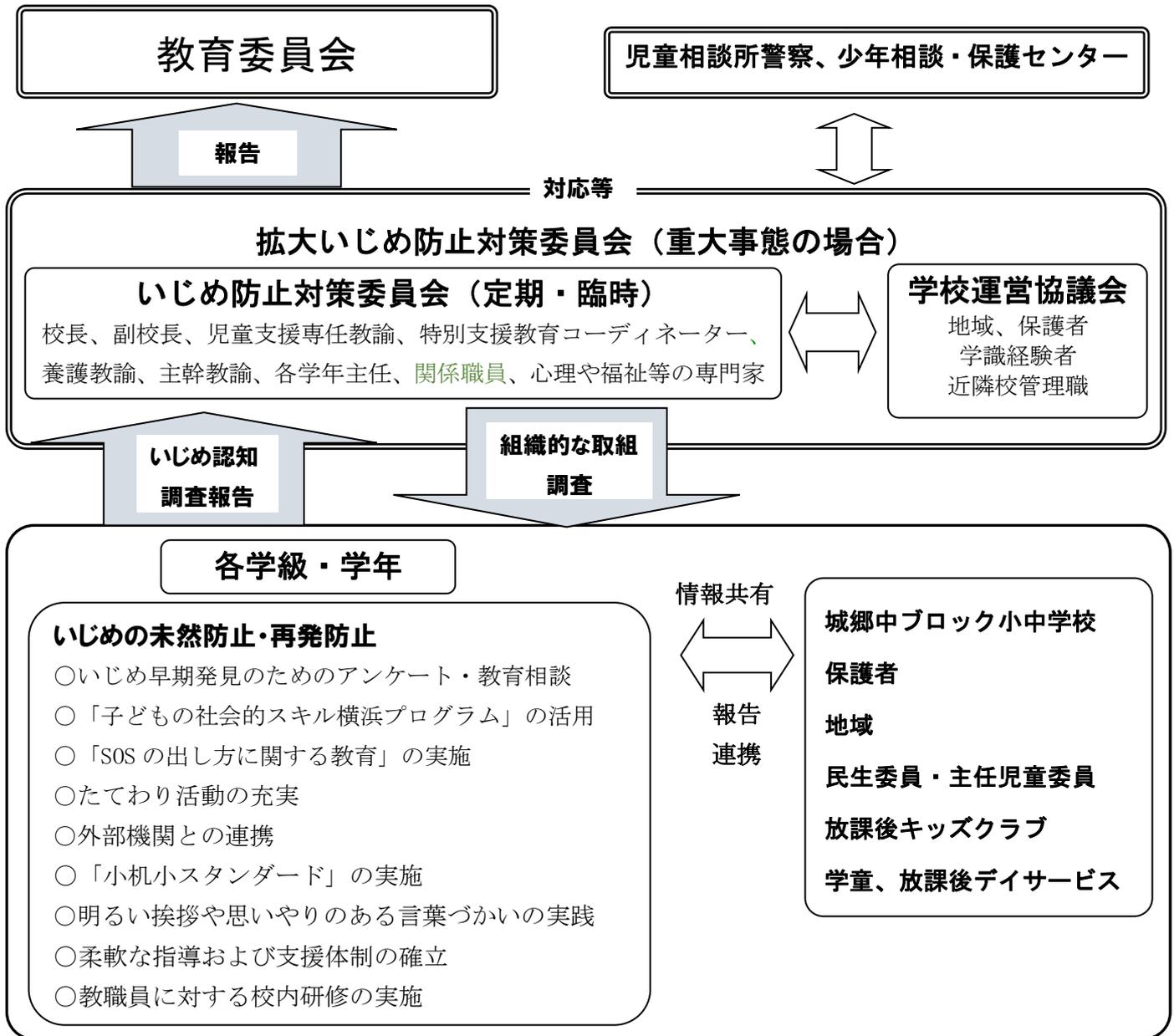
なお、いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体または、財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、当該児童を守る。その際は、学校で適切な指導・支援を行い、当該児童やその保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

④いじめの解消

いじめは気づきにくく判断しにくい形で行われ継続されている可能性もある。そのため、解消に至るまでの間や解消に至った後も当該児童への見守りや支援を継続していく。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。 |
|---|

⑤組織および構造図



4 重大事態への対処

①重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

②重大事態の判断と報告

- 重大事態と思われる案件が発生した場合は、疑いが生じた段階で学校は直ちに教育委員会に報告する。
- 「いじめ防止対策委員会」を中核として、直に対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。また、調査結果を教育委員会に報告する。

③児童生徒および保護者への報告

○いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対する組織的体制や対応の流れについて適宜点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。「学校いじめ防止基本方針」の改定後は、必ず学校のホームページで公表し、保護者や地域が内容を確認できるようにする。また、入学時や各年度のはじめに、「学校いじめ防止基本方針」を児童、保護者、地域、関係機関等に説明する。(学校説明会、学校運営協議会など)

6 その他

相談窓口	電話番号
○横浜市立小机小学校	045-472-8591
○横浜市教育総合相談センター（一般教育相談）	045-671-3726
○いじめ110番（※24時間対応）	0120-671-388
○横浜市青少年相談センター	045-260-6615
○電話児童相談室	045-260-4152
○横浜いのちの電話（※24時間対応）	045-335-4343
○子どもの人権110番	0120-007-110
○かながわ子ども・若者総合相談センター	045-242-8201
○港北警察署生活安全課	045-546-0110
○横浜市北部児童相談所	045-948-2441